平成２２年（フ）第７９４号
神奈川県大和市中央２丁目14番12―213号
債務者　堀内　昌太
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２号
長崎県諫早市長田町2684番地５、前住所福岡市博多区美野島３丁目13番19―201号
債務者　野口　　敏
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３８号
岩手県陸前高田市高田町字西和野148番地７
債務者　國井　記子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第８１号
群馬県高崎市上里見町772番地１
債務者　柴山真利子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１０２号
群馬県藤岡市本郷881番地　市営住宅本郷団地75―２―18号
債務者　寺井　偉雄
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１０４号
群馬県高崎市箕郷町善地836番地
債務者　松田　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６５４号
愛知県春日井市高森台９丁目１番地　109号棟302号室
債務者　田中美穂子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５５号
愛知県春日井市高森台９丁目１番地　109号棟302号室
債務者　北村　　優
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４２号
大阪府門真市南野口町９番10号
債務者　上野富士子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目31番24―406号
債務者　木村　芳恵
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７４号
大阪府吹田市山田東４丁目40番10号
債務者　佐々木弘子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５３８号
大阪市住吉区墨江３丁目23番20号　コーポ八杢203号
債務者　橋本ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４４号
大阪市生野区生野東２丁目６番26号
債務者　栂尾　啓司
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４６号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目29番４号
債務者　多和　清二
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３６号
大阪府寝屋川市下神田町13番７号
債務者　川口　誠也
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８５号
大阪市平野区長吉六反２丁目４番８号プランドール平野203
債務者　小川　敏美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０３号
大阪市淀川区塚本５丁目10番24号
債務者　鈴木　興治
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部